

大分県報

令和二年
号外（九四）
十一月三十日

（月曜日）

目次

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………一

企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………一

病院局管理規程

大分県病院局職員に給与に関する規程の一部改正……………二

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正……………二

訓令 甲

会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………二

警察本部訓令

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………三

企業局訓令

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正……………三

○人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「の各号」を削り、同項第五号中「公務傷病等による休職者であつた」を

「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 公務傷病等による休職者であつた期間

ロ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間（第十二条第二項第五号ロにおいて「研究休職期間」という。）のうち人事委員会の定める期間

第七条第一項中「の各号」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 地方公務員法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の職員を除く。）

第十条中「次条」を「第十一条」に改める。

第十二条第二項第五号中「公務傷病等による休職者であつた」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 公務傷病等による休職者であつた期間

ロ 研究休職期間のうち人事委員会の定める期間

第十三条第一項中「第七条第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十一月三十日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

大分県企業局管理規程第八号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第一条 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

令和二年十一月三十日

大分県報号外（人事委規則・企業局管理規程）

第二十五条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附則

この規程は、公示の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十一月三十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第十一号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第一条 大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附則

この規程は、公示の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。



大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年十一月三十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第十二号

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「の各号」を削り、同項第五号中「公務傷病等による休職者であった期間は」を「次に掲げる期間を」に改め、同号に次のように加える。

イ 公務傷病等による休職者であった期間

ロ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の病院局長の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間（第十三条第二項第五号ロにおいて「研究休職期間」という。）のうち病院局長の定める期間

第七条第一項中「の各号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の職員を除く。）

第十三条第二項第五号中「公務傷病等による休職者であった」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 公務傷病等による休職者であった期間

ロ 研究休職期間のうち病院局長の定める期間

第十四条第一項中「第七条第一項」の下に「（第三号を除く。）」を加える。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第二十五号

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十六条第二項第二号中「第四号まで」を「第三号まで」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

本 庁
地 方 機 関

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第37号

警察本部
警察学校
警務課

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第19条第2項第2号中「第4号まで」を「第3号まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年11月30日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第12号

本 局
事 業 所

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

第五条第二項中「の各号」を削り、同項第五号中「公務傷病等による休職者であつた期間」を「次に掲げる期間を」に改め、同号に次のように加える。

イ 公務傷病等による休職者であつた期間

ロ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の企業局長の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間（第十一条第二項第五号ロにおいて「研究休職期間」という。）のうち企業局長の定める期間

第六条第一項中「の各号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の職員を除く。）

第十一条第二項第五号中「給与規程第三十一条第一号の規定の適用を受ける休職者であつた」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 公務傷病等による休職者であつた期間

ロ 研究休職期間のうち企業局長の定める期間

第十二条中「第六条第一項」の下に「（第三号を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

令和2年11月30日

大分県報号外（警察本部訓令・企業局訓令）